

第120表 泥酔者等の保護取扱状況(態様別)

(単位 人)

区 分	総 数	泥 酔 者	めいてい者	区 分	総 数	泥 酔 者	めいてい者
総 数	11,615	10,124	1,491	保 護 の 開 始 時 刻	11,615	10,124	1,491
男	9,761	8,449	1,312	0 ～ 4 時 の 間	4,002	3,520	482
女	1,854	1,675	179	4 ～ 12 〃	2,197	1,873	324
				12 ～ 20 〃	2,069	1,783	286
居 住 地 関 係	11,615	10,124	1,491	20 ～ 0 〃	3,347	2,948	399
東京都居住者	9,156	7,987	1,169	保 護 の 場 所	11,615	10,124	1,491
他府県居住者	1,926	1,685	241	警 署 { 保 護 室	6,060	4,959	1,101
住居不詳者	533	452	81	警 署 { 保 護 室 以 外	3,967	3,628	339
				警 署 { 交 番 ・ 駐 在 所	983	943	40
発 見 の 端 緒	11,615	10,124	1,491	警 察 署 以 外	605	594	11
警察官の発見	1,438	1,175	263	保 護 の 時 間	11,615	10,124	1,491
110番等通報	6,117	5,247	870	1 時 間 以 内	3,308	3,117	191
家族等の願出	30	21	9	4 〃	3,473	2,994	479
その他	4,030	3,681	349	8 〃	3,623	3,016	607
				12 〃	993	822	171
発 見 の 場 所	11,615	10,124	1,491	16 〃	192	154	38
屋 内	2,484	2,065	419	24 〃	26	21	5
屋 外	8,676	7,641	1,035	24 時 間 超	-	-	-
交通機関内	455	418	37				

注1 泥酔者とは、警察官職務執行法第3条に基づき保護した人をいう。(第121表も同じ。)

2 めいてい者とは、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第3条に基づき保護した人をいう。(第121表も同じ。)

3 保護の開始時刻の表区分において、「0～4時」とは午前0時台から午前3時台を表し、午前4時は含まない。以下同じ。

数値：地域指導課